

肥料、燃油などの生産資材等高騰対策の強化を求める意見書

北海道の農業は、国民の食料を安定供給する食料基地として、また、国土・環境の保全など多面的機能の発揮に大きな役割を果たす産業として、本道の地域経済・社会を支える重要な位置づけにあります。

こうしたなか、コロナ禍後を見込んだ経済回復やロシアのウクライナ侵攻等によって肥料、飼料、燃油などの生産資材価格が急騰し、高騰対策として、昨年は国をはじめ、北海道や市町村では営農継続に向け、地方創生臨時交付金などを活用した対策が講じられました。しかしながら、国が措置した肥料高騰対策は、北海道で使用する肥料銘柄の高騰率が高いことから、全国一律の価格高騰率40%を使用する算定式では、北海道の高騰率78%との乖離が大きく、十分な補てん対策となっていないと生産者からの声が相次いでいます。このため、国に対しては、価格上昇分を確実に補てんされる対策が求められています。

一方、6月からの新たな肥料価格が前年よりも19.4%（ホクレン主要銘柄）引き下がり、全国でも28%（全農扱い）値下がりしました。このため、国は、直接的な補填対策を行わないとして、使用量の低減を定着させる事業を措置し、協議会当たり500万円を上限とした追加対策を示しましたが、専門的な農業を多く占める北海道にとっては、支援額が小さく経費を補う対策に繋がるのか懸念されています。また、価格が下がったとはいえコロナ禍前と比較すると依然として高い水準にあり、為替相場は再び円安傾向となっているため、さらなる価格高騰を招くことが危惧されています。

加えて、6月から石油元売り企業への国の補助金が段階的に縮小していることから、ガソリン価格が180円/ℓを超える状況にあり、これに連動して電気料金も大幅に値上がりしています。

このままでは、昨年同様の生産コストの増加が見込まれ、農業経営を一層圧迫させる懸念があることから、今後の食料安定供給にも大きな影響を与えかねません。

つきましては、地域経済を支える農業が今後も継続できるよう、生産者の負担軽減対策に資する生産資材価格高騰対策について、下記事項を要望致します。

記

1. 令和4年度における国の肥料価格高騰対策について、北海道で使用する肥料銘柄の高騰率が高いため、全国一律の価格高騰率との乖離が大きく、

十分な補てん対策となっておらず、価格が高止まりしていることから、高騰分が確実に補てんされるよう、本年度も対策を講ずること。

2. ウクライナ情勢の長期化や円安傾向の中で、石油元売り企業に対する補助金の削減で燃油価格が値上がりし、これと連動して電気料金も大幅に引き上がっており、国民生活のみならず地域経済を支える農業への影響も大きいことから、国の高騰対策を継続・強化すること。

また、地方に対しては、長引く物価高騰に対応できる取組みが行えるよう、地方創生臨時交付金など地方財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月22日

北海道斜里町議会

内閣総理大臣	岸田	文雄	殿
総務大臣	鈴木	淳司	殿
財務大臣	鈴木	俊一	殿
農林水産大臣	宮下	一郎	殿
経済産業大臣	西村	康稔	殿